

委員 長 報 告 書

さる 3 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 29 号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例について

議案第 30 号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 31 号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について

議案第 34 号 橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例について

議案第 35 号 橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

議案第 49 号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例についてを審査するため、3 月 13 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 29 号、第 30 号及び第 31 号は、子ども・子育て支援新制度が始まることに伴い、国からの給付額や徴収すべき保育料の負担基準額が改定されることから、就学前児童の教育・保育に係る利用者負担額等を一本化した条例を新たに制定するものと、これに伴い、二つの現行条例について関係規定の改正を行うものである。

委員から、市内の私立幼稚園 3 園は、新制度へ移行しないのかとのただしがあり、平成 27 年度において新制度へ移行しない理由については、どのようなメリットがあるかについて、しばらく状況を見たいということ、こども園化するための施設整備を今後 1 年かけて行うということがある。

なお、三石台幼稚園、城山台幼稚園及びバンビーノ保育園については 28 年度から認定こども園化し、新制度へ移行すると聞いているが、ムーミン谷こども園については、認定こども園化する方針は聞いているが、現時点では詳細は不明な状況である との答弁がありました。

議案第 34 号は、第 3 次地方分権一括法の施行に伴い介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令に定められていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について、市条例で定めるものとされたことにより、厚生労働省令に規定されている従うべき基準及び参酌すべき基準どおりに新たに条例を制定するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 35 号は、議案第 34 号同様、これまで厚生労働省令に定められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、市条例で定めるものとされたことにより、書類の保存期間を 5 年と規定したこと等を除き、厚生労働省令に規定されている従うべき基準及び参酌すべき基準どおりに新たに条例を制定するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 49 号は、橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料率等の見直し、保険料督促手数料及び延滞金の端数等の処理について改正するとともに、新たに創設された介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期に関する経過措置を規定するものである。

委員から、保険料の引き上げ、引き下げそれぞれの対象者数は どのただしがあり、今回の条例改正では全員が引き上げられることになるが、今後予定されている政令公布に伴い本条例を改正することにより、第 1 段階約 4,000 人が引き下げられることになる との答弁がありました。

団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年には、保険料はどの程度になるか どのただしがあり、月額 8,652 円と推計している との答弁がありました。

高齢化が進み、認知症あるいは視力低下により、保険料改訂通知だけで

なく様々な文書が届いても理解できない、読めないといった人が多くなるが、市はどう対応するのか とのただしがあり、理解できないという方の多くは介護保険給付を受けている人ということになると思うが、その場合、介護保険制度上、介護する方がそれらの説明を担うということになると思う。文書、広報はわかりやすい表現に努めるべきであると考えており、納付書等の文字の大きさなど、改善できるところは必要に応じて対応する必要がある。電算処理のクラウド化により様式等については標準化しているところであり、全体的な取り組みの中で方法を考えていきたい との答弁がありました。